

第5章
妊娠・出産・
育児・家庭



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 保健所 ほけんじょ
- 2 妊娠・出産・育児・子供に関する健康管理
にんしん・しゅっさん・いくじ・こどもに かんする けんこうかんり
- 3 予防接種 よぼう せっしゅ
- 4 保育所・認定こども園 ほいくしょ・にんていこどもえん
- 5 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・助産施設
にゅうじいん・じどうようごしせつ・ほしせいかつしえんしせつ・じょさんしせつ
- 6 小児医療費の助成 しょうに いりょうひの じょせい
- 7 児童手当 じどう てあて
- 8 子供と家庭の支援 こどもと かていの しえん
- 9 児童相談所 じどう そうだんじょ
- 10 地域子育て支援拠点 ちいきこそだて しえん きよてん
- 11 ファミリー・サポート・センター
- 12 児童館・児童センター じどうかん・じどうせんたあ

1 保健所 ほけんじょ

県内各地にある保健所では、主に次のような相談や検査を行っています。

- ・ 精神保健福祉、難病、結核、感染症などに関する相談
- ・ エイズなどの性感染症や肝炎ウイルスに関する検査
- ・ 医療安全に関する相談
- ・ 犬などの動物に関する相談

- ・ 麻薬・覚醒剤などに関する相談
- ・ 食品や飲料水に関する相談や検査



相談窓口・問合せ先

【県設置の保健所】

保健所名	電話番号	管内市町村	受付時間
南部保健所	048-262-6111	蕨市、戸田市	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	
春日部保健所	048-737-2133	春日部市、松伏町	
草加保健所	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市	
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	
狭山保健所	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	
加須保健所	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市	
幸手保健所	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町	
本庄保健所	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町	
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	

【市設置の保健所】

さいたま市保健所	048-840-2205	さいたま市	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
川越市保健所	049-227-5101	川越市	
越谷市保健所	048-973-7530	越谷市	
川口市保健所	048-266-5557	川口市	

2 妊娠・出産・育児・子供に関する健康管理

にんしん・しゅっさん・いくじ・こどもに かんする けんこうかんり

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳 にんしんの とどけでと ほし けんこうてちょう

妊娠と診断されたときは、できるだけ早く市(区)町村に妊娠の届出をしてください。「母子健康手帳」(日本語版)とともに妊婦健康診査の公費補助が受けられる助成券が交付されます。「母子健康手帳」は、母親と胎児の健康状態、出産後の子供の健康状態や予防接種などを記録するもので、各種健康診査、出産の際にも必要です。住民登録がある人には、在留資格の種類に関係なく交付されます。

(2) 外国語版の母子健康手帳 がいこくごばんの ぼしけんこうてちょう

英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ハンゲル・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ベトナム語（どれも日本語を併記）の母子健康手帳があります。

インターネット（本の楽育まんてん堂）で買うことができます。

くわしくは、本の楽育まんてん堂又は（株）母子保健事業団にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

名称	問合せ先	受付時間（電話）
本の楽育まんてん堂	http://www.ecur.co.jp/	
（株）母子保健事業団 http://www.mcfh.co.jp/	電話 : 03-4334-1188 FAX : 03-4334-1181 E-mail : info@mcfh.co.jp	月～金 （祝日・年末年始除く） 9:00～12:00 13:00～17:00 （FAX,E-mailは24時間受付）

(3) 妊産婦に対する援助 にんさんぶに たいする えんじょ

妊婦健康診査：母親と胎児の健康管理のため行われる妊婦健康診査について公費助成があります。

母親学級（両親学級）：初めて出産する妊婦（両親）などを対象に開かれ、妊娠中の健康管理、出産準備、新生児の育児などについて学習できます。

新生児の訪問指導：育児上必要と認められる新生児（生後28日未満）を対象に保健師または助産師が家庭を訪問し、保護者に育児について助言や指導をします。

乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月を迎えるまでの、乳児のいるすべての家庭に保健師などが訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行います。

出産育児一時金の支給：国民健康保険に加入している人に、申請に基づき、出産育児一時金が支給されます。詳しくは、市（区）町村国民健康保険課、または加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。

また、勤め先の健康保険加入者及びその家族の場合も、分娩費、出産手当などの給付が受けられます。詳しいことは、勤務先にお聞きください。

～ についての詳しいことは、市（区）町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(4) 育児学級　いくじがっきゅう

保健師などが乳児の育児について講習します。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(5) 乳幼児健康診査・歯科健康診査　にゅうようじ けんこうしんさ・しか けんこうしんさ

市町村により異なりますが、3・4か月児、1歳6か月児、3歳児が対象で、無料で受けることができます。健康診査時に母子健康手帳を持参してください。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(6) 不妊治療費助成　ふにんちりょうひ　じょせい

県内に住民登録がある法律上の夫婦で、指定医療機関で体外受精・顕微授精の治療を受けた一定所得未満の人を対象に治療費の一部を助成します。詳しいことは、住所地を管轄する保健所にお問い合わせください。

(7) 先天性代謝異常症等の検査　せんてんせい　たいしゃ　いじょうしょう　などの　けんさ

埼玉県では生まれて間もない赤ちゃんを対象として、先天性の病気を早期に発見し、治療につなげるための検査を行っております。20の病気の検査が可能です。これらの病気はどれも稀な病気ですが、発見が遅れて治療がなされないと、心身の発育・発達の遅れなどを起こすことがあります。しかし、病気が早期に発見され、適切な治療が行われることで、これらの病気による症状の多くを防ぐことができます。現在、ほぼ全員の赤ちゃんが検査を受けています。詳しいことは、埼玉県保健医療部健康長寿課にお問い合わせください。

(8) 不妊検査費助成　ふにん　けんさひ　じょせい

市町村により異なりますが、県内に住民登録がある法律上の夫婦で、不妊検査をそろって受けた夫婦を対象に検査費の助成をします。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

(9) 不育症検査費助成　ふいくしょう　けんさひ　じょせい

市町村により異なりますが、県内に住民登録がある法律上の夫婦で、不育症検査を受けた夫婦を対象に検査費の助成をします。詳しいことは、市町村母子保健担当課あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。

3 予防接種 よぼう せっしゅ

予防接種は、感染症に対する免疫を体の中につくることにより、病気にかかるのを防いだり、病気の流行を防ぐために行います。次のようなときに（ ～ ）、下記の表にある予防接種が、対象者であれば原則無料で受けられます（対象外の人是有料）。

受けようとする子供が住民票や入国管理局からの通知などにより、市町村の区域内に居住していることが明らかなこと

市町村の定めた期間内に指定の医療機関や保健センターで受けるとき

受けようとする子供が接種できる健康状態であること

自己負担額や受けられる時期などは、市町村によって異なりますので、あらかじめ市役所または町村役場、あるいは市（区）町村保健センターにお問い合わせください。母子健康手帳を持っている人は、予防接種を受けるときに、それを出してください。

埼玉県 外国人の生活ガイド

予防接種の種類 * 1	対 象 者			回 数	間 隔
四種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)	1 期	初回接種	生後 3 月 ~ 9 0 月未満	3 回	20 日以上
		追加接種	生後 3 月 ~ 9 0 月未満	1 回	1 期初回接種 (3 回)終了後、 6 月以上
二種混合 (ジフテリア、破傷風)	1 期 §	初回接種	生後 3 月 ~ 9 0 月未満	2 回	20 日以上
		追加接種	生後 3 月 ~ 9 0 月未満	1 回	1 期初回接種 (2 回)終了後、 6 月以上
	2 期		1 1 歳 ~ 1 3 歳未満	1 回	
ポリオ	1 期	初回接種	生後 3 月 ~ 9 0 月未満	3 回	2 0 日以上
		追加接種	生後 3 月 ~ 9 0 月未満	1 回	1 期初回接種 (3 回)終了後、 6 月以上
* 2 麻しん、風しん	1 期	生後 1 2 月 ~ 2 4 月未満		1 回	
	2 期	5 歳 ~ 7 歳未満で、小学校就学前の 1 年間		1 回	
* 3 日本脳炎	1 期	初回接種	生後 6 月 ~ 9 0 月未満	2 回	6 日以上
		追加接種	生後 6 月 ~ 9 0 月未満	1 回	1 期初回終了 後概ね 1 年
	2 期	9 歳 ~ 1 3 歳未満		1 回	
BCG (結核予防)	生後 1 年未満			1 回	

埼玉県 外国人の生活ガイド

予防接種の種類 * 1	対象者		回数	間隔
小児の肺炎球菌感染症	生後2月～60月未満	開始が 生後2月～7月未満	初:3回 (生後2 4月まで に完了) 追:1回	初回:27日 以上(ただし 2回目の接種 が生後12月 を超えた場合 3回目は行わ ない) 追加:初回の 3回目から60 日以上(生後 12月以降)
		開始が 生後7月～12月未満	初:2回(生後2 4月までに 完了) 追:1回	初回:27日 以上 追加:初回の 2回目から 60日以上(生 後12月以降)
		開始が 生後12月～24月未満	2回	60日以上
		開始が 生後24月～60月未満	1回	
Hib感染症	生後2月～60月未満	開始が 生後2月～7月未満	初:3回 追:1回	初回:生後1 2月に至るま での間に、 27日 (医師が認め る場合は20 日)以上 追加:初回接 種終了後7月 以上
		開始が 生後7月～12月未満	初:2回 追:1回	
		開始が 生後12月～60月未満	1回	

埼玉県 外国人の生活ガイド

予防接種の種類 * 1	対 象 者		回 数	間 隔
* 4 ヒトパピロ ーマウイ ルス感染 症 (子宮頸 がん予 防)	小6～高1相当の女子	2価ヒトパピローマウ ィルス様粒子ワクチン(サ ーバリックス)	3回	2回目:1回目か ら1月以上 3回目:1回目か ら5月以上かつ 2回目から2月 半以上
		4価ヒトパピローマウ ィルス様粒子ワクチン (ガーダシル)		2回目:1回目か ら1月以上 3回目:2回目か ら3月以上
* 5 水痘	1回目	生後12月～36月末満	1回	
	2回目	生後12月～36月末満 (1回目終了後3月以上 の間隔をおく)	1回	
* 6 B型肝炎	生後1年未満		3回	1回目と2回目 は27日以上 1回目と3回目 は139日以上

§ ^{ひゃくにち}百 日せきにかかったことが明らかである場合でも、四種混合、もしくは二種混合が使用できます。
二種混合を使用した場合の初回接種は2回です。また、ジフテリア、破傷風、ポリオにかかったお子
さんについても、四種混合、もしくは二種混合を使用して差し支えありません。

- * 1 平成29年11月1日時点における予防接種法に基づく定期の予防接種
- * 2 原則として、麻しん風しん混合ワクチンを接種します。ただし、麻しんまたは風しんにかかった
ことがある場合や特に単抗原ワクチン(麻しんワクチンまたは風しんワクチンのみ)の接種を希望
される場合には、混合ワクチンか単抗原ワクチンのいずれかを選択できます。
- * 3 平成7年4月2日生まれから平成19年4月1日までの間に生まれた方に対する日本脳炎の定期
の予防接種の対象者は、「20歳未満の者」です。
- * 4 平成25年6月14日から、当面の間、積極的勧奨が差し控えられています。なお、希望者には
定期接種として接種可能です。
- * 5 平成26年10月1日から定期の予防接種に追加
- * 6 平成28年10月1日から定期の予防接種に追加
公益財団法人予防接種リサーチセンターのホームページでは外国語版「予防接種と子どもの健康」
(英語、韓国語、中国語、タガログ語、ポルトガル語)をダウンロードすることができます。予防接
種や予防接種の対象となる病気の説明などが載っています。

URL : <http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

表に書かれた予防接種以外の、インフルエンザ、おたふくかぜなどの予防注射接種希望者は、医療機関で任意に受けることとなりますので、かかりつけの医者と相談して、接種してください。予防接種料金は原則有料です。

4 保育所・認定こども園 ほいくしょ・にんていこどもえん

保育所は、保護者が働いていたり、病気などのために、昼間家庭で十分保育できない就学前の子供を預かり、保育する児童福祉施設です。対象は、0歳から小学校入学前までの子供です。

保育所の利用を希望する場合、市町村に申し込みを行い、市町村が入所の可否と保育料を決定します。保育時間は、保護者の労働時間、通勤事情などを考慮して市町村で決定します。保育料は、その子供の家庭の所得を基準にして、市町村ごとに決められています。

保育所の申し込みについては、市町村の保育担当課へお問い合わせください。

認定こども園は、0歳から5歳までの子供を対象とした、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。保護者が働いている、いないに関わらず、3歳から5歳までの子供は教育・保育を一緒に受けることができます。

認定こども園についても保育料は、その子供の家庭の所得を基準にして、市町村ごとに決められています。

認定こども園の申し込みについては、施設または市町村の保育担当課へお問い合わせください。

県では、子供たちに小学校入学までに身に付けてほしい内容を、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点から「子育ての目安『3つのめばえ』」にまとめています。この家庭向けリーフレットには、やさしい日本語版と外国語版（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語・タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）があります。これらはすべてホームページに掲載しており、必要に応じて活用できるようになっています。

URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/mebae02/mebae-panfuri-fu.html>

5 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・助産施設

にゅうじいん・じどうようごしせつ・ぼしせいかつしえんしせつ・じょさんしせつ

乳児院や児童養護施設は、親の病気や経済的理由などのため、家庭で育てることが困難な子供を入所させる施設です。対象児童は、0歳から原則18歳までです。詳しいことは、最寄りの児童相談所にお問い合わせください。

また、母子生活支援施設は、母子家庭などが、さまざまな生活の問題を入所しながら相談

できる施設です。

助産施設は、経済的理由により、子供を安心して産むことができない場合に入所できる施設です。

母子生活支援施設と助産施設の詳しいことは、最寄りの県や市の福祉事務所にお問い合わせください。

6 小児医療費の助成 しょうに いりょうひの じょせい

この助成を受けるには、住民登録（在留カードの交付）及び医療保険に加入していることが条件となります。

(1) 未熟児養育医療給付 みじゅくじ よういく いりょう きゅうふ

出生直後の体重が 2,000 グラム以下、または身体の発育が未熟のまま生まれた乳児が指定医療機関に入院したとき、家族の収入状況により保険診療の自己負担分の一部または全部を、市町村が負担します。必要によっては、1 歳になるまで給付が受けられます。

詳しいことは、市（区）町村未熟児養育医療担当課にお問い合わせください。

(2) 医療費助成制度 いりょうひ じょせい せいど

子供が医者にかかったときの保険診療の自己負担分を、申請により市町村が助成します。対象年齢は、市町村によってちがいます。

詳しいことは、市（区）町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

(3) 自立支援医療（育成医療） じりつしえんいりょう（いくせいりょう）

指定医療機関で治療を受ける身体に障害のある 18 歳未満の子供に対し、治療によりその障害の回復が期待できるとき、家族の収入状況により保険診療の自己負担分の一部または全部を、市町村が負担します。

詳しいことは、市（区）町村育成医療担当課にお問い合わせください。

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成 しょうに まんせい とくてい しつべい いりょうひじょせい

18 歳未満の子供が、特定の疾病（悪性新生物、慢性腎疾患、先天性代謝異常など）にかかり、指定医療機関などで治療を受けたとき、保険診療の自己負担分の一部または全部を県が負担します。

詳しいことは、住所地を管轄する保健所にお問い合わせください。

7 児童手当 じどう てあて

0 歳から 15 歳まで（ただし、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子供を育てている人が請求できますが、親子ともに日本国内に住所があること（子の留学を除く）が要件になります。詳しいことは、市(区)町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

8 子供と家庭の支援 こどもと かていの しえん

(1) 児童扶養手当 じどう ふようてあて

父または母のいない家庭、あるいは父または母に一定の障害がある家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を育てている人が、対象となります。また、これには所得の制限があります。詳しいことは、市(区)町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

(2) 特別児童扶養手当 とくべつ じどう ふようてあて

精神か身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている人が対象になります。これには所得の制限があります。詳しいことは、市(区)町村児童福祉担当課または、障害福祉担当課にお問い合わせください。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸し付け ぼし ふし かふ ふくし しきんの かしつけ

20歳未満の子供を育てているひとり親家庭、または寡婦(かつて母子家庭であった方)に、修学、療養、引越し費用などのお金をお貸しします。詳しいことは、市(区)町村児童福祉担当課または、県福祉事務所にお問い合わせください。



相談窓口・問合せ先

福祉事務所名	電話番号	所在地	受付時間
東部中央福祉事務所	048-737-2359	春日部市大沼1-76	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
西部福祉事務所	049-283-6800	坂戸市石井2327-1	
北部福祉事務所	0495-22-0101	本庄市前原1-8-12	
秩父福祉事務所	0494-22-6228	秩父市桜木町8-18	

(4) ひとり親家庭等医療費助成制度 ひとりおやかてい とう いりょうひ じょせいせいど

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供(一定の障害がある場合は、20歳未満の子供)を養育している母子・父子家庭または養育者家庭の親と子が対象です。親または子が医者にかかったときの保険診療の、自己負担分の一部を、申請により市町村が助成します。ただし、これには所得の制限があります。詳しいことは、市(区)町村児童福祉担当課にお問い合わせください。

9 児童相談所 じどう そうだんじょ

児童(0歳～18歳未満)に関する相談を受け、必要な指導・援助をする相談機関です。



相談窓口・問合せ先

児童相談所名	電話番号	所在地	受付時間
中央児童相談所	048-775-4152	上尾市上尾村1242-1	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～18:15
南児童相談所	048-262-4152	川口市芝下1-1-56	
川越児童相談所	049-223-4152	川越市宮元町33-1	
所沢児童相談所	04-2992-4152	所沢市並木1-9-2	
熊谷児童相談所	048-521-4152	熊谷市箱田5-12-1	
越谷児童相談所	048-975-4152	越谷市恩間402-1	

越谷児童相談所草加支所	048-920-4152	草加市西町425-2	
さいたま市児童相談所	048-711-2416	さいたま市上木崎4-4-10	月～金 (祝日・年末年始 除く) 8:30～18:00

10 地域子育て支援拠点 ちいき こそだて しえん きよてん

0歳から2歳くらいのお子さんをつれて、おもちゃで遊んだり、ほかの親子と知り合いになったりできる場所で、「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」などと呼ばれています。子育てについての質問や相談もできます。

ほとんどの拠点は無料で利用できますが、一部利用料金が必要な所もあります。

県内のすべての市町村にありますので、詳しいことは、市町村の子育て支援担当課にお問い合わせください。

11 ファミリー・サポート・センター ふぁみりい さぼおと せんたあ

保育所や習い事などへの子供の送り迎えや、親が外出した時に子供を預かるなど、子育てでの応援をしてくれる人を紹介する所です。

事前に登録が必要で、送迎や預かりを実際に頼んだ時に、利用料金がかかります。金額は市町村により異なりますが、だいたい1時間あたり700円前後です。

詳しいことは、市町村の子育て支援担当課にお問い合わせください。

12 児童館・児童センター じどうかん・じどうせんたあ

小中学生を中心とした幅広い年代の子供や赤ちゃん連れの親子が自由に遊べる場所です。入館料は無料です。

体操や工作、お話し会などの講座も実施しています(一部材料費などが必要な場合があります)。

詳しいことは、市町村の子育て支援担当課にお問い合わせください。